

2025年度 定時株主総会 招集ご通知



2026年6月26日（金曜日）午前10時



東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）

目次

ご挨拶	1
2025年度定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	27
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）につきましては、監査報告書の後に記載しております。書面交付請求をいただいた株主さまにも当該項目は印刷対象外です。2025年度定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。

 **明和産業株式会社**

証券コード：8103

ご挨拶



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社2025年度定時株主総会を2026年6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び2025年度の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長 吉田 毅



[証券コード 8103]

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

明和産業株式会社

代表取締役社長 吉田 毅

2025年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2025年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「2025年度定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.meiwa.co.jp/ir/library/meeting/>



上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、後記の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております）
- 2.場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）
（裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

3.株主総会の目的事項

- 【報告事項】** (1) 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容改定の件

4.招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
 - ①事業報告
 - ・企業集団の現況に関する事項の一部
(財産および損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、主要な借入先及び借入額)
 - ・会社の株式に関する事項
 - ・会社役員に関する事項の一部
(当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動、取締役を兼務しない執行役員、社外役員に関する事項)
 - ・会計監査人に関する事項の一部
(当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、会計監査人の解任または不再任の決定の方針)
 - ・会社の体制及び方針
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
2. 決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
URL：<https://www.meiwa.co.jp/ir/library/meeting/>
3. 株主総会資料等の電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 | 2026年6月26日(金曜日) 午前10時 (受付開始午前9時30分)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む。）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります。）なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 | 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに行ってください。

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶



機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間：午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月25日(木曜日)午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

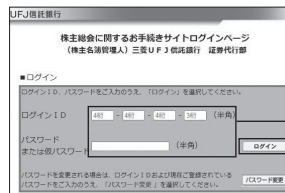
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

事前質問受付について

本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に受け付けております。

いただいたご質問の中で、株主様の関心が高いと思われるご質問については、株主総会にて回答させていただきます。

- 議決権行使書用紙に記載されている株主番号および株主様のお名前を必ずご入力ください。
- 事前にいただいたご質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- いただいたご質問は、原則として後日インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiwa.co.jp/ir/library/meeting/>) にて回答させていただきます。



下記のメールアドレス宛てにご質問をお寄せください。

ir@meiwa.co.jp

質問受付期限 2026年6月19日（金曜日） 午後5時30分受信完了分まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性を維持しつつ安定的かつ継続的に利益配分を行うこととし、連結配当性向50%を基本として機動的な株主還元を行うこととしております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金42円 総額1,678,741,470円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、経営の意思決定及び監督機能の強化と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の機動性向上を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。

このたび、より一層機動的かつ柔軟な業務執行体制を実現するために、業務執行の最高責任者である社長を、取締役からのみではなく、最適な執行役員から登用できるという制度本来の趣旨を実質的に機能させるべく、現行定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第13条 (招集者及び議長) 株主総会は取締役会の決議により <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 但し、 <u>取締役社長</u> に差支えがあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第13条 (招集者及び議長) 株主総会は取締役会の決議により <u>代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 但し、 <u>代表取締役</u> に差支えがあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
第21条 (代表取締役及び役付取締役) <省 略> 2. <u>取締役会</u> は、その決議によって代表取締役の中から <u>社長</u> 1名を選定する。	第21条 (代表取締役) <現行どおり> 2. <削 除>
第22条 (取締役会の招集) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。但し、 <u>取締役社長</u> に差支えがあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。 2. <省 略> 3. <省 略>	第22条 (取締役会の招集) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。但し、 <u>代表取締役</u> に差支えがあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。 2. <現行どおり> 3. <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>第31条（役付執行役員） 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長を選定するほか、<u>その他の役付執行役員を選定することができる。</u> <新 設></p>	<p>第31条（役付執行役員） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の中から社長1名を選定する。 <u>2. 取締役会は、その決議によって執行役員の中から専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）は、2025年6月27日開催の定時株主総会において選任いただきました4名が、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、取締役近藤 宏子氏は、2026年3月25日に辞任をいたしました。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会より、候補者選任についての指名の手続きは適切であり、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績などを踏まえ、本議案で提案されている候補者は当社の取締役として適任であるとの判断を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりです。

番号	氏名	地位及び担当	取締役会出席状況	在任年数
①	くぼあき 久保秋 みのる 実 [新任] [男性]	専務執行役員 最高執行責任者（COO）	—	—
②	かないまさひろ 金井正宏 [再任] [男性]	取締役常務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長	17/17回 (100%)	2年
③	あんどうけんいち 安藤賢一 [新任] [男性]	執行役員 第三事業部門長 兼 最高デジタル責任者 (CDO)	—	—
④	みわ 三輪 けい 慧 [再任] [社外] [女性] [独立]	社外取締役	17/17回 (100%)	4年
⑤	もちだようすけ 持田洋介 [再任] [社外] [男性]	社外取締役	17/17回 (100%)	3年

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2025年度に開催された取締役会への出席状況です。
 2. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
 3. 「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/8103/ir_material10/193375/00.pdf

くぼ あき
1. 久保秋

みのる
実

(1968年12月4日生/男性) 所有する当社の株式数 3,000株

新任



■ 略歴、地位及び担当

1991年 8月	当社入社	2020年 4月	第一事業部門長兼資源・環境ビジネス事業部長
2003年 4月	機能資材グループマネージャー	2022年 4月	執行役員第一事業部門長兼資源・環境ビジネス事業部長
2010年 4月	総務・人事グループマネージャー	2023年 4月	執行役員第一事業部門長
2012年10月	総務・人事グループマネージャー兼ホーチミン事務所長	2024年 4月	執行役員第一事業部門長兼第一事業部門企画室長兼最高デジタル責任者(CDO)
2014年 2月	明和ベトナム社長	2025年 4月	執行役員電池・自動車事業部門長兼最高デジタル責任者(CDO)
2018年 4月	当社樹脂・難燃剤事業部長	2026年 4月	専務執行役員最高執行責任者(COO) (現職)
2019年10月	樹脂・難燃剤事業部長兼ソウル事務所長		
2020年 1月	樹脂・難燃剤事業部長兼資源・環境ビジネス事業部長兼ソウル事務所長		

■ 取締役（監査等委員であるものを除く）候補者とした理由

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である難燃剤事業等に携わるとともに、海外での業務経験や執行役員としての経験によって、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般について手腕を発揮することにより、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断いたしましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く）候補者といたしました。



■ 略歴、地位及び担当

2003年 1月	三菱商事株式会社入社	2024年 4月	当社常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長
2010年 7月	同社機械グループ管理部 チームリーダー	2024年 6月	取締役常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長
2011年 12月	同社モスコワ事務所部長	2025年 7月	取締役常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長兼営業管理部長
2013年 10月	ロシア三菱商事会社部長	2026年 4月	取締役常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長 (現職)
2017年 8月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社アカウンティンググループ長代行		
2020年 12月	PT.MC LIVING ESSENTIALS INDONESIA Finance Director		

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役、株式会社タカロク取締役、明和産業(上海)有限公司董事・・・連結子会社
クミ化成株式会社監査役・・・関連子会社 (持分法適用会社)

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く) 候補者とした理由

同氏は、長年の経験により商社の財務、会計及び監査関連業務に精通しているとともに、海外での業務経験等により経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を事業戦略の立案・審議・執行並びに執行の監督に活かし、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き同氏を取締役 (監査等委員であるものを除く) 候補者いたしました。

3. あん どう けん いち
安 藤 賢 一 (1968年7月10日生/男性) 所有する当社の株式数 一株

新任



■ 略歴、地位及び担当

1993年 4月	当社入社	2022年 4月	合成樹脂事業部長兼ソウル駐在員事務所長
2009年 8月	ホーチミン駐在員事務所長	2024年 4月	第三事業部門長兼第三事業部門企画室長兼合成樹脂事業部長
2012年 10月	明和ベトナム社長	2025年 4月	執行役員第三事業部門長兼第三事業部門企画室長
2014年 2月	当社合成樹脂グループマネージャー	2025年 7月	執行役員第三事業部門長兼第三事業部門企画室長兼合成樹脂事業部長
2017年 4月	合成樹脂本部副本部長兼合成樹脂第一グループマネージャー	2026年 4月	執行役員第三事業部門長兼最高デジタル責任者(CDO) (現職)
2018年 4月	明和タイランド社長兼タイ明和社長		
2020年 4月	当社樹脂・難燃剤事業部長兼ソウル駐在員事務所長		
2021年 4月	樹脂・難燃剤事業部長兼第一事業部門企画室長兼ソウル駐在員事務所長		

■ 重要な兼職の状況

株式会社タカログ取締役・・・連結子会社

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である化学品事業に携わるとともに、海外での業務経験や執行役員としての経験によって、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般について手腕を発揮することにより、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断いたしましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く）候補者といたしました。



■ 略歴、地位及び担当

1992年 2月	中国北京海淀弁護士事務所 所弁護士	2019年 4月	同社コーポレートマネジメントオフィス担当部長
1998年 4月	日本電気株式会社法務部	2020年 10月	日立建機株式会社経営戦略本部経営企画室主席主管
2004年 4月	日産自動車株式会社法務室課長	2022年 6月	当社社外取締役（現職）
2011年 12月	同社法務室主管	2023年 6月	マクニカホールディングス株式会社社外監査役
2014年 4月	同社経営戦略本部プロジェクト企画部担当部長	2024年 6月	同当社社外取締役（現職）

■ 重要な兼職の状況

マクニカホールディングス株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、中国において弁護士として活躍された後、企業内弁護士として複数の企業において、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な経験を有しております。同氏には、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し適正な提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、同氏を社外取締役（監査等委員であるものを除く）候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。尚、同氏は、マクニカホールディングス株式会社において社外取締役を務めておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。



■ 略歴、地位及び担当

1994年 4月	三菱商事株式会社入社	2023年 4月	三菱商事株式会社化学ソリューショングループ
2014年 5月	同社化学品グループ CEOオフィス経営統括 ユニット		CEOオフィスフェニックスユニットマネージャー
	経営企画チームリーダー	2023年 6月	当社社外取締役 (現職)
2017年 4月	当社経営企画室副室長	2024年 4月	三菱商事株式会社マテリアルソリューショングループCEOオフィスフェニックスユニットマネージャー (現職)
2019年 4月	経営企画部長		
2021年 4月	経営企画部長兼事業推進 部長		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社 マテリアルソリューショングループCEOオフィス フェニックスユニットマネージャー

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、三菱商事株式会社における業務執行者として、商社ビジネス及び当社の主要事業である化学品事業に精通しており、海外経験や海外事業の経験により国際感覚も有しているとともに、当社に出向し経営企画部において6年間にわたって経営計画の立案・実行等に携わっております。豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、同氏を社外取締役（監査等委員であるものを除く）候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.79%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三輪慧氏、持田洋介氏との間で、取締役として会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円又は法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告2. (3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

2024年6月21日開催の定時株主総会にて選任いただきました監査等委員である取締役2名が、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役 有竹俊二氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名	地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	在任年数
①	ふじ い こう いち 藤 井 幸 一	新任 男性 参与	—	—	—
②	かん ひで あき 菅 秀 章	新任 社外 男性 独立	—	—	—
③	た なか しゅん べい 田 中 俊 平	新任 社外 男性 独立	—	—	—

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2025年度に開催された取締役会への出席状況です。
 2. 監査等委員会出席状況は、2025年度に開催された監査等委員会への出席状況です。
 3. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。

1. 藤井 幸一 (1962年6月3日生/男性) 所有する当社の株式数 8,600株

新任



■ 略歴、地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2014年 2月	中国総代表兼上海・北京・太原駐在員事務所長
1999年 4月	上海・成都・長沙駐在員事務所長		兼明和産業（上海）有限公司総経理
2001年 7月	機能化学品部工業資源チームリーダー	2018年 4月	執行役員経営企画部長兼自動車事業部長
2002年 5月	機能材料グループマネージャー	2019年 4月	執行役員自動車事業部長
2004年 4月	名古屋支店合成樹脂グループ樹脂製品担当リーダー	2020年 5月	執行役員クミ化成株式会社取締役
2006年 10月	名古屋支店合成樹脂グループマネージャー	2022年 4月	常務執行役員クミ化成株式会社取締役
2011年 4月	金属製品グループマネージャー	2025年 4月	参与クミ化成株式会社取締役（現職）

■ 重要な兼職の状況

クミ化成株式会社 取締役（2026年6月末退任予定）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる当社の主要事業である化学品事業の経験により当社グループの事業に精通しているとともに、執行役員やクミ化成株式会社の取締役としての経験を通じて経営にも携わっており、豊富な経験と知見を有しております。それらを活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である取締役候補者としたしました。



■ 略歴、地位及び担当

1984年 4月	旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 入社	2018年 6月	当社社外取締役
2009年 9月	同社化学品カンパニー企画・管理室経理グループリーダー	2019年 1月	AGC株式会社化学品カンパニー企画管理室長
2011年 5月	同社経理・財務室財務グループリーダー	2021年 3月	伊勢化学工業株式会社取締役兼常務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長兼管理本部経理部長
2013年 1月	同社経理・財務室企画管理グループリーダー兼経理・財務室財務グループリーダー	2022年 2月	同社取締役兼常務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長
2015年 8月	同社経理・財務室経理グループリーダー	2022年 3月	同社取締役兼専務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長
2017年 7月	同社化学品カンパニー管理室長	2024年 4月	同社取締役兼専務執行役員管理本部長
2018年 3月	伊勢化学工業株式会社取締役	2026年 3月	同社顧問 (現職)

■ 重要な兼職の状況

伊勢化学工業株式会社 顧問

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、AGC株式会社における業務執行を通じて財務関連業務に精通しているとともに、伊勢化学工業株式会社の取締役として経営に関する経験も有しております。同氏には、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における財務リスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただくとともに、監査等委員として会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化を期待しており、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。同氏は、伊勢化学工業株式会社にて顧問を務めておりますが、業務執行は行っておりません。また、同社と当社グループとの間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.04%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

3. 田中俊平

(1959年8月23日生/男性) 所有する当社の株式数 一株

新任 社外 独立



■ 略歴、地位及び担当

1989年 4月	弁護士登録 長島・大野法律事務所 〔現長島・大野・常松法律事務所〕 入所	2019年 6月	株式会社ゼネテック社外 監査役
1995年 9月	Lovell White Durrant (London) 勤務	2021年 6月	同社社外取締役 (現職)
1996年 9月	米国ニューヨーク州弁護 士登録	2025年 1月	長島・大野・常松法律事 務所シニア・カウンセル
1998年 1月	長島・大野法律事務所 〔現長島・大野・常松法 律事務所〕 パートナー弁 護士	2026年 1月	T&K法律事務所シニア カウンセル (現職)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ゼネテック 社外取締役
T&K法律事務所 シニアカウンセル

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は弁護士として企業法務など幅広い分野を専門とされ、長年にわたり活躍されております。同氏には、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言により当社の経営を監督・監査していただくとともに、監査等委員としてコーポレート・ガバナンス体制の強化等を期待しており、監査等委員である取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、菅秀章、田中俊平の両氏が取締役に選任され就任した場合、両氏と取締役として会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円又は法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告2. (3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、2023年6月23日開催の2022年度定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中期経営計画の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をご承認いただき、現在に至っております。

当社の取締役等の報酬は、固定報酬である「基本報酬」ならびに変動報酬である「業績連動報酬」及び「株式報酬」で構成されておりますが、本議案は、本制度の継続にあたり本制度の一部改定をお願いするものであります。

当社は、2026年5月に新たな中期経営計画「PI2028」（以下「本中期経営計画」という。）を公表いたしました。今般、本中期経営計画の実現に向けて、取締役等の報酬における株式報酬の構成比率を高め、かつ、本制度を当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大を後押しする内容に変更するものであります。

当社は、本議案が可決されることを条件として、2026年5月20日開催の取締役会において当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しており、その概要は本文末に記載のとおりです。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。また、本制度は、上記のとおり執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は2名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

なお、当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しており、本制度の一部改定については、報酬諮問委員会の審議を経ております。

2. 改定後の本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要（下線部が改定箇所）

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。詳細は下記（2）以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除く。） ・当社の執行役員（役員出向及び国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として合計3億2,000万円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記（2）及び（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として54万株 ・上記の上限となる当社株式数の1事業年度あたりの平均である18万株の当社発行済株式総数（2026年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.45% ・本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない
③ 業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間における中期経営計画の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動 ・改定後当初対象期間については、ROE及び相対TSRを業績評価指標とする
④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期等 （下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限等（下線部が改定箇所）

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度（以下「対象期間」という。）とします。

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に上限額を3億2,000万円とした信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として株式市場から株式を取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記（3）のとおり。）を付与し、本信託は、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

- (3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等（下線部が改定箇所）
信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位別の報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の各事業年度末日直後の一定の時期に、当該事業年度に付与された基準ポイントに業績連動係数を乗じて計算されるポイント数を累計して計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。
業績連動係数は、対象期間における中期経営計画の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動します。（※）。

※ 改定後当初対象期間については、ROE及び相対TSRを業績評価指標とする予定です。
2030年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間で用いる業績評価指標については、その時点の中期経営計画を基に取締役会において定めます。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

なお、取締役等が退任（死亡した場合を含める。）、または海外赴任することとなった場合には、当該時点までに累積したポイント数により交付等を行う当社株式等を決定します。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、3事業年度あたり54万株とします。この上限数は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

- (4) 取締役等に対する株式交付等の時期及び方法その他株式の交付条件の概要
取締役会が別途定める受益者要件（対象期間の最終事業年度末日に制度対象者であること、非違行為等がないこと等）を充足した取締役等に対する当社株式等の交付等の時期は、原則として、対象期間終了後（ただし、取締役等が退任した場合は、退任後一定の時期）となります。
受益者要件を充足した取締役等は、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。
なお、取締役等が死亡した場合は、その時点までに累積した株式交付ポイント数及び当該事由が発生した事業年度に付与された基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点までに累積した株式交付ポイント数及び当該事由が発生した事業年度に付与された基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。
- (5) 本信託内の当社株式に関する議決権
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。
- (6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (7) その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参 考)

本制度の詳細につきましては、2026年5月20日付適時開示「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL : <https://www.meiwa.co.jp/news/>)

なお、本提案の承認を前提として、2026年5月20日開催の取締役会にて、取締役の個人別報酬等の決定方針の改訂を決議しております。

本方針につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(URL : <https://www.meiwa.co.jp/news/>)

以 上

ご参考：本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル

取締役の選任に関する方針・手続きについては、監査等委員会及び社外取締役の提言を尊重し、取締役に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から取締役会において候補者を決定し、株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保するため、各取締役がもつスキルを一覧にしたマトリックスに基づき取締役候補者を決定します。

氏名	性別	地位	スキル					
			企業 経営	業界 知見	営業 マーケ ティング	財務 会計	法務 コンプ ライアンス	海外 経験
久保秋実	男性	代表取締役社長	○	○	○			○
金井正宏	男性	取締役 常務執行役員	○	○		○	○	○
安藤賢一	男性	取締役 執行役員	○	○	○			○
三輪 慧	女性	社外取締役	○		○		○	○
持田洋介	男性	社外取締役	○	○	○			○
藤井幸一	男性	取締役 常勤監査等委員	○	○	○			○
村本伸一	男性	社外取締役 監査等委員	○			○	○	
菅 秀章	男性	社外取締役 監査等委員	○	○		○		
田中俊平	男性	社外取締役 監査等委員	○				○	○

事業報告

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の売上高は、1,649億2千7百万円と前年同期の5.2%にあたる82億円の増収、営業利益は41億3千2百万円と前年同期の15.8%にあたる5億6千3百万円の増益、経常利益は44億3千8百万円と前年同期の1.8%にあたる8千1百万円の減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、33億7千4百万円と前年同期の0.1%にあたる2百万円の減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は83.99円、自己資本当期純利益率が8.5%となりました。

なお、主な要因は以下のとおりであります。

- ・売上高については、第一事業、電池・自動車事業は好調に推移し、第三事業は主に株式取得をした株式会社タカロクの業績が寄与したため、第二事業が低調に推移したものの、増収となりました。
- ・営業利益については、売上高の増加のため、増益となりました。
- ・経常利益については、持分法による投資利益の減少に加えて、一部取引において為替差損が発生したため、減益となりました。
- ・親会社株主に帰属する当期純利益については、政策保有株式の売却による特別利益の増加があったものの、上記の結果により減益となりました。

セグメント別売上高及び利益

当社グループのセグメントごと売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	42,340	27.0%	44,698	27.1%	2,357	5.6%
第 二 事 業	43,790	27.9%	40,435	24.5%	△3,355	△7.7%
第 三 事 業	59,880	38.2%	66,959	40.6%	7,078	11.8%
電池・自動車事業	10,715	6.9%	12,834	7.8%	2,119	19.8%
そ の 他 事 業	0	0.0%	－	－%	△0	－%
合 計	156,727	100.0%	164,927	100.0%	8,200	5.2%

当社グループのセグメントごとの利益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	2,370	52.4%	2,500	56.3%	130	5.5%
第 二 事 業	804	17.8%	925	20.8%	120	15.0%
第 三 事 業	1,031	22.8%	953	21.5%	△77	△7.5%
電池・自動車事業	408	9.0%	23	0.5%	△384	△94.2%
そ の 他 事 業	△205	△4.5%	△285	△6.4%	△80	－%
調 整 額	111	2.5%	322	7.3%	210	188.8%
合 計	4,520	100.0%	4,438	100.0%	△81	△1.8%

- (注) 1. 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
 2. 「調整額」の区分は、主にセグメント間の取引消去の金額であります。

【第一事業】

売上高は、446億9千8百万円と前年同期の5.6%にあたる23億5千7百万円の増収、セグメント利益につきましては、25億円と前年同期の5.5%にあたる1億3千万円の増益になりました。

これは主に各事業が以下のとおり推移した結果によるものです。

- ・資源・環境ビジネス事業は、レアアース・レアメタルは好調に推移し、環境関連は前年同期並に推移したものの、金属関連は低調に推移。
- ・難燃剤事業は、市況が一定の落ち着きをみせたものの好調に推移。
- ・機能建材事業は、断熱材、防水材、内装材ともに前年同期並に推移。

【第二事業】

売上高は、404億3千5百万円と前年同期の7.7%にあたる33億5千5百万円の減収、セグメント利益につきましては、9億2千5百万円と前年同期の15.0%にあたる1億2千万円の増益になりました。

これは主に各事業が以下のとおり推移した結果によるものです。

- ・国内向けベースオイル、添加剤は低調に推移。
- ・海外向けベースオイル、添加剤は好調に推移。
- ・中国潤滑油事業は、冷凍機油、産業機械潤滑油は好調に推移。

【第三事業】

売上高は、669億5千9百万円と前年同期の11.8%にあたる70億7千8百万円の増収、セグメント利益につきましては、9億5千3百万円と前年同期の7.5%にあたる7千7百万円の減益になりました。

これは主に各事業が以下のとおり推移した結果によるものです。

- ・高機能素材事業は、印刷原材料は好調に推移したものの、フィルム製品は需要の反動減により低調に推移。
- ・機能化学品事業は、製紙薬剤原料、粘接着剤原料ともに低調に推移。
- ・合成樹脂事業は、株式会社タカロクの株式取得に伴い、増収になったことに加え、合成樹脂原料が好調に推移したものの、合成樹脂製品は低調に推移。

上記に加えて、株式会社タカロクの株式取得関連費用を第1四半期会計期間に計上したこともセグメント利益減益要因。

- ・無機薬品事業は、好調に推移。

【電池・自動車事業】

売上高は、128億3千4百万円と前年同期の19.8%にあたる21億1千9百万円の増収、セグメント利益につきましては、2千3百万円と前年同期の94.2%にあたる3億8千4百万円の減益になりました。

これは主に各事業が以下のとおり推移した結果によるものです。

- ・電池材料事業は、中国において自動車用などの電池材料販売が好調に推移。
- ・自動車事業は、持分法適用会社における業績が低調に推移。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

① サステナビリティの取り組み

a. サステナビリティ基本方針

当社グループは、企業理念である「明光和親」の精神のもと事業を通じて広く社会に貢献するため、社会・環境問題を始めとするサステナビリティを巡る課題への対応を経営における最重要課題の一つとして認識し、持続可能な社会の実現に向けてサステナビリティ活動に積極的に取り組んでまいります。

b. マテリアリティ

サステナビリティへの取り組みをさらに強化し企業価値向上と持続可能な社会への貢献を推進するため、当社グループの事業及び戦略と関連性が高いサステナビリティ課題について、中長期的な影響をリスクと機会の両面から分析し、マテリアリティとそれに紐づく主な取組みを特定しております。また、中長期的な目標及びKPIを検討し、社会的価値創造と共に企業価値の向上に努めてまいります。

特定したマテリアリティと取組みは、外部環境の変化や当社グループ取組み状況のモニタリングによって、高い実効性を確保しながら適切な推進を継続してまいります。

【マテリアリティの概要及び2025年度KPI】

	マテリアリティ	概要	2025年度KPI	具体的な取組み
価値創造	環境負荷の低減に向けた取組み強化	気候変動や循環型社会の構築は大きな社会課題であるとともに、当社グループの持続的成長に深く関連するリスクかつ機会と認識しています。環境負荷の低減に寄与するビジネスモデルを構築し、推進してまいります。	● 再生・環境配慮型商品の売上高及び取扱数量 他	● 再生商品・環境配慮商品の拡販 他
	新たな価値創造	社会や価値観が変遷する中で、当社グループは変化と挑戦を続け、成長領域で新たな事業を創出します。社会や人々の生活に貢献する価値を生み出すとともに、当社グループの持続的な成長を目指します。	● 新規商品の売上高及び取扱数量 ● 新規事業領域及びデジタル化への投資額	● 新規投資 ● 生成AI導入 他
経営基盤盤	多様な個の育成と能力発揮できる環境整備	価値創出の要となる人材の獲得と育成は当社グループにとって最重要課題と考えています。多様な人材が成長し、能力を最大に発揮できる環境を継続的に改善していきます。	● 経営戦略の実現に向けた人材戦略の策定と人事制度改定 ● 働き方の多様性 ● 新卒総合職女性比率20%以上 他	● 新人事制度導入 ● 男性育児休暇取得推進 ● 多様な人材確保にむけた採用活動強化 ● 女性総合職を含む多様な人材確保 他
	ガバナンスの強化	事業環境の様々な変化に対応しうる、強固かつ健全なガバナンス体制を構築するとともに、グループを通じてリスク対応力を高めています。透明性・公正性の高い経営を推進し、資本市場を始めとするステークホルダーとの良好な関係を構築します。	● グループガバナンス強化 ● 事業リスクマネジメントプロセス構築 ● 投資家向け説明会視聴者数 他	● グループ経営基盤整備 ● 事業リスク分析及び対応状況確認 ● 投資家向け説明会・情報発信ツールの拡充 他

詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。
<https://www.meiwa.co.jp/sustainability/>

② 中期経営計画

当社グループは5月20日に2029年3月期を最終年度とする中期経営計画「PI2028」を公表いたしました。これまでの「守りを固め、盤石な財務・収益基盤を磨き上げたフェーズ」から、さらなる成長ステージへと向かうため、これまでに築き上げた強固な財務基盤と稼ぐ力を最大限に活かし、「非連続な成長を実現する攻めの経営」へと大きく転換いたします。

a. ありたい姿

当社は、中期経営計画「PI2028」の策定に当たり、「ありたい姿」を「情熱と知恵で社会を豊かにする (Passionate Intelligence)」と決めました。

【情熱と知恵で社会を豊かにする (Passionate Intelligence)】

私たちは、世界に存在する多様で素晴らしい素材・製品・技術・サービスを見出し、磨き、掛け合わせることで、心躍るイノベーションを創出します。

その原動力は、課題に挑む人の情熱(Passion)、そして社員一人ひとりの知恵(Intelligence) です。

デジタルとAIを活用し、意思決定の質を高め、PIを私たちの価値観の中核に据え、次世代へ続く豊かな社会を実現します。

b. 「PI2028」の重要施策

本中計において以下3つの柱を重要施策として掲げ、事業を推進してまいります。

- ・ 事業ポートフォリオ変革とM&Aや事業投資による非連続な成長の実現
- ・ 価値を創り出す人材への投資と挑戦を支える組織力の強化
- ・ 株価を意識した資本政策の徹底

01 事業ポートフォリオ変革とM&Aや事業投資



02 人材への投資と組織力の強化

人的リソースの確保・育成

個の能力・意欲の最大化

経営情報基盤の構築

03 資本政策の徹底

財務レバレッジの活用

積極的な株主還元

c.定量目標

	実績	目標		
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
営業利益（億円）	41	42	45	55
経常利益（億円）	44	48	55	65
連結純利益（億円）	33	37	40	45
ROE	8.5%	10%以上		
成長投資金額（億円）	35 (23-25年度累計)	100		

d.株主還元方針

配当方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当性向50% ・ 累進配当 一株当たり年間42円を起点とする累進配当を導入
自社株買い	～50億円 ※2026年2月公表分25億円分を含め、50億円を上限に機動的に実施

中期経営計画の詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.meiwa.co.jp/ir/strategy/plan/>

(5) 重要な子会社及び関連会社の状況（2026年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
十 全 株 式 会 社	百万円 73	% 90.4	無機・有機薬品、農薬、薬剤、食品材料、食品添加物、産業資材等の輸入及び国内販売
株 式 会 社 タ カ ロ ク	百万円 95	% 100.0	熱可塑性樹脂原料販売、熱可塑性樹脂の着色・コンパウンド、プラスチックのリサイクル事業、プラスチック関連機器・システムの販売
東 京 グ ラ ス ロ ン 株 式 会 社	百万円 100	% 97.1	断熱・防音・吸音材料及び副資材、一般新建材製品・住宅関連機器の販売、内外装資材の販売並びに関連工事
ソ ー ケ ン 株 式 会 社	百万円 20	% 100.0	断熱材・一般新建材製品の販売
明 和 産 業 (上 海) 有 限 公 司	百万人民元 23	% 100.0	石油、化学品、合成樹脂、金属製品等の中国国内販売及び輸出入
Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	百万バーツ 25	% 100.0	化学製品、自動車産業用原材料等の国内卸売り及び輸出のための調達
Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	百万バーツ 10	% 49.0	化学品・合成樹脂等の輸出・輸入、卸売販売と小売販売、業務委託 等
Meiwa Vietnam Co., Ltd.	百万USドル 1	% 100.0	化学品・合成樹脂・建材・金属製品の輸出入

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ク ミ 化 成 株 式 会 社	百万円 373	% 40.2	自動車内外装部品の研究開発・設計・製造・販売
株 式 会 社 鈴 裕 化 学	百万円 40	% 38.9	難燃剤の研究開発・製造

(注) クミ化成株式会社の出資比率は、ソーケン株式会社が保有する0.3%を含んでおります。

2. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの）

氏名	区分	地位・担当	重要な兼職の状況
吉田 毅	取締役（監査等委員であるものを除く）	代表取締役社長	
金井 正宏	取締役（監査等委員であるものを除く）	常務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長 兼 営業管理部長	十全株式会社 取締役 明和産業(上海)有限公司董事 株式会社タカロク 取締役 クミ化成株式会社 監査役
三輪 慧	取締役（監査等委員であるものを除く）		マクニカホールディングス株式会社 社外取締役
持田 洋介	取締役（監査等委員であるものを除く）		三菱商事株式会社 マテリアルソリューショングループ CEO オフィス フェニックスユニットマネージャー
澁谷 博之	監査等委員である取締役	常勤監査等委員	
岩村 和典	監査等委員である取締役		三菱ケミカル株式会社 監査本部 グループ法人監査部
村本 伸一	監査等委員である取締役		
有竹 俊二	監査等委員である取締役		三菱商事株式会社 マテリアルソリューション管理部長

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の三輪慧、持田洋介の両氏、監査等委員である取締役の岩村和典、村本伸一、有竹俊二の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の三輪慧氏、監査等委員である取締役の村本伸一氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の有竹俊二氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役の澁谷博之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 取締役（監査等委員であるものを除く）の近藤宏子氏は2026年3月25日に辞任いたしました。同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、同氏の辞任時の担当及び重要な兼職はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員であるものを除く）並びに監査等委員である取締役全員は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保及び職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の概要等は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、取締役を兼務しない執行役員

② 保険契約の内容の概要

a. 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は、特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

b. 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2023年5月19日の取締役会において、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社は、役員報酬を当社の持続的成長及び新たな価値の創造を実現するための原動力と捉え、以下の基本方針を定めております。

- ・職責を踏まえ、経営人材の確保に資する適切な報酬水準とすること
- ・企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動したものとする
- ・株主に対する説明責任を果たすことができる透明性が高い制度とすること

b. 報酬水準の考え方

当社の取締役の報酬水準は、報酬諮問委員会において妥当性を検討し、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会が決定いたします。検討においては、外部機関等による客観的なデータを活用し、同程度の事業規模や関連する業種・業態に属するベンチマーク企業との比較を実施した上で、当社グループの業績及び従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。また、監査等委員である取締役の報酬水準は、監査等委員会の協議により定めており、その役割、職務の内容に鑑み、常勤及び非常勤を区分し決定することとしております。

c. 報酬構成

当社の業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬によって構成され、その割合は、ベンチマーク企業と比較の上、高役位ほど変動報酬比率が高くなるように設定しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみの構成としております。

d. 基本報酬と業績連動報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績指標の実績が高くなるほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な割合について報酬諮問委員会が検討を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、種類別の報酬割合を決定することとする。

報酬種類	変動の有無	変動幅	支給方法	支給時期	社長構成割合
基本報酬	固定	—	金銭	毎月	70%
業績連動報酬	変動	0~150%	金銭	毎月	15%
株式報酬	変動	0~150%	株式	中期経営計画終了後 (原則3年ごと)	15%

イ) 基本報酬

基本報酬は、役位別に定められた基準に従って支給する固定の金銭報酬であり、総額を12等分し月例で支給いたします。

ロ) 業績連動報酬

業績連動報酬は、企業価値向上への意識を高めることを目的とし、事業年度ごとの目標の達成度合いに応じて0~150%で変動する金銭報酬であり、前事業年度の評価確定後に総額を12等分し月例で支給いたします。

指標は、経営責任としての連結事業活動の成果及び執行責任としての担当職務の業績を報酬に反映させるため、単年度の親会社株主に帰属する当期純利益、担当領域業績、定性評価としております。

支給額は、役位別の基準額に対してウェイトに応じた各指標の業績連動係数を乗じることで算定し、個人別の業績連動係数は、報酬諮問委員会の審議を経て代表取締役社長が決定することとしております。

指標	評価方法	ウェイト	
		社長	左記以外
親会社株主に帰属する当期純利益	中期経営計画に掲げる目標値に対する達成度を評価	80%	50%
担当領域業績	個人の業務責任範囲に応じて設定された定量目標に対する達成度を評価	0%	30%
定性評価	個人別に設定する非財務を含む中長期視点の取り組みに対する達成度を評価	20%	20%

(注) 担当領域が間接部門の場合は、社長と同一のウェイトを適用いたします。

なお、当事業年度における業績連動報酬の指標である2024年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は3,376百万円です。

ハ) 株式報酬

株式報酬は、当社の中長期的な業績の向上、企業価値の持続的な成長への意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的として、中期経営計画に掲げる財務指標に応じた株式を信託の仕組みを通じて支給する非金銭の変動報酬です。

毎年一定時期に、役位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の中期経営計画終了後に業績に応じて0~150%で変動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、株式の50%は、納税資金充当のため換価処分の上、金銭にて支給いたします。

また、経済環境等の外部要因による突発的な会社業績への影響等が発生した場合には、報酬諮問委員会における審議を行った上で、例外的な措置をとることがあります。

指標	評価方法	ウェイト
ROE	目標値に対する達成度を評価	100%

e. 報酬諮問委員会

当社は、役員報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、外部機関等からの客観的な情報提供を踏まえ、取締役会の諮問に応じて役員報酬に関する事項について審議を行うこととしております。

f. 個人別の報酬決定プロセス

個人別の報酬額に係る業績連動係数の決定について、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとしております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡されるよう、報酬諮問委員会の諮問を経るとともに、監査等委員会の意見を聴取することとしております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会による答申の内容及び監査等委員会の意見に従って決定をしなければならないこととしております。

g. 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記プロセスを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

h. 情報開示

役員報酬制度の内容については、当社の情報開示基本方針に基づき、各法令等に従い迅速かつ正確に開示いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役年額5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

当該金銭報酬とは別枠で、取締役及び執行役員（監査等委員であるもの、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除く）を対象に業績連動型の株式報酬制度を導入しており、2023年6月23日開催の2022年度定時株主総会において当社が拠出する金員の上限を3事業年度で1億5000万円、対象者に対して交付等が行われる当社株式等の上限を3事業年度で25万株として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるもの、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除く）の員数は2名、執行役員（取締役及び国内非居住者を除く）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月27日開催の取締役会において代表取締役社長吉田毅に取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の個別報酬の決定であり、この権限を委任した理由は、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬に係る評価については報酬諮問委員会の諮問を受け、監査等委員会の意見を聴取しており、代表取締役社長は報酬諮問委員会による答申の内容及び監査等委員会の意見に従って決定を行っているため、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		業績連動報酬		株式報酬	
		総額 (百万円)	対象員数 (人)	総額 (百万円)	対象員数 (人)	総額 (百万円)	対象員数 (人)
取締役 (監査等委員であるものを除く) (うち社外取締役)	97 (24)	77 (24)	5 (3)	12 (-)	2 (-)	6 (-)	1 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	45 (27)	45 (27)	6 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	142 (51)	122 (51)	11 (8)	12 (-)	2 (-)	6 (-)	1 (-)

- (注) 1. 業績連動報酬は、業務執行取締役が対象であり、算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由及び支給方法は、2. (4) ① d.に記載のとおりです。
2. 株式報酬は監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除く取締役が対象であり、算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由及び支給方法は、2. (4) ① d.に記載のとおりです。
3. 上記の株式報酬の総額は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託に関して、当事業年度の引当金計上額を記載しております。
4. 上記の支給人数には、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名、2026年3月25日をもって辞任した取締役（監査等委員であるものを除く）1名を含んでおります。

3. 会計監査人に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(表示単位)

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率については、四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	62,846	流 動 負 債	36,840
現金及び預金	11,486	支払手形及び買掛金	24,685
受取手形、売掛金及び契約資産	34,958	電子記録債権	6,263
電子記録債権	8,549	短期借入金	1,744
商品の他	6,245	1年内返済予定の長期借入金	920
その他	1,824	リース債務	35
貸倒引当金	△217	未払法人税等	735
固 定 資 産	21,733	賞与引当金	1,018
有形固定資産	1,897	役員賞与引当金	14
建物及び構築物	685	株式報酬引当金	32
機械装置及び運搬具	185	その他の	1,390
工具、器具及び備品	76	固 定 負 債	5,643
土地	798	長期借入金	2,041
リース資産	54	リース債務	21
建設仮勘定	96	繰延税金負債	2,320
無形固定資産	2,578	役員退職慰労引当金	7
ソフトウェア	148	退職給付に係る負債	168
のれん	1,224	その他の	1,083
顧客関連資産	1,170	負 債 合 計	42,483
その他	35	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	17,257	株 主 資 本	33,377
投資有価証券	15,147	資 本 金	4,024
長期貸付金	2	資 本 剰 余 金	2,793
退職給付に係る資産	955	利 益 剰 余 金	26,922
繰延税金資産	127	自 己 株 式	△362
その他	1,033	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	8,002
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	2,771
資 産 合 計	84,580	繰延ヘッジ損益	2
		為替換算調整勘定	4,375
		退職給付に係る調整累計額	852
		非支配株主持分	717
		純 資 産 合 計	42,097
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	84,580

連結損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

科 目		金 額
		百万円
売 上	高 価	164,927
売 上	原 価	150,658
売 上	総 利 益	14,268
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益	10,136
営 業 外 収 入	益	4,132
受 取 配 当 金	金 入	244
助 成 金	収 入	64
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	他 益	127
そ の 他		149
営 業 外 費 用		584
支 払 利 息	損 他	90
為 替 差 損		154
そ の 他		32
経 常 利 益		277
特 別 利 益		4,438
投 資 有 価 証 券 売 却 益	他 益	632
そ の 他		33
特 別 損 失		665
固 定 資 産 除 却 損	他 損	10
そ の 他		2
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,091
法 人 税 等 調 整 額		1,467
当 期 純 利 益		1,606
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,484
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		110
		3,374

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		百万円 38,205	流 動 負 債		百万円 23,675
現 金 及 び 預 金	形	4,096	電 子 記 録 債 務	金	3,799
受 取 手 形		226	買 掛 金		14,557
電 子 記 録 債 権		7,889	短 期 借 入 金		2,600
売 掛 金		20,613	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金		900
商 未 着 商 品		3,516	未 払 金		288
未 前 渡 商 品		402	未 払 法 費 用		138
前 払 費 用		297	未 前 払 法 人 税		415
そ の 他 の 金		76	預 受 金		127
貸 倒 引 当 金		1,192	前 受 取 金		27
固 定 資 産		△105	賞 与 引 当 金		5
有 形 固 定 資 産		9,901	役 員 賞 与 引 当 金		757
建 築 物		290	株 式 報 酬 引 当 金		14
機 械 及 び 装 置		91	そ の 他 の 債 権		32
車 両 運 搬 具		41	固 定 負 債		10
工 具、器 具 及 び 備 品		36	長 期 借 入 金		3,733
土 地		7	退 職 給 付 引 当 金		1,975
建 設 仮 勘 定		33	繰 延 税 金 負 債		370
無 形 固 定 資 産		0	そ の 他 の 債 権		423
ソ フ ト ウ ェ ア		79	負 債 合 計		27,409
そ の 他 の 資 産		24	株 主 資 本		18,621
投 資 そ の 他 の 資 産		20	資 本 金		4,024
投 資 有 価 証 券		3	資 本 剰 余 金		2,761
関 係 会 社 株 式		9,586	資 本 準 備 金		2,761
出 資 金		4,597	利 益 剰 余 金		12,198
関 係 会 社 出 資 金		2,865	利 益 準 備 金		337
従 業 員 長 期 貸 付 金		328	そ の 他 の 利 益 剰 余 金		11,860
関 係 会 社 長 期 貸 付 金		440	繰 越 利 益 剰 余 金		11,860
破 産 更 生 債 権 等		0	自 己 株 式		△362
長 期 前 払 費 用		850	評 価 ・ 換 算 差 額 等		2,075
そ の 他 の 債 権		4	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		2,072
貸 倒 引 当 金		0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		2
資 産 合 計		504	純 資 産 合 計		20,696
		△5	負 債 及 び 純 資 産 合 計		48,106
		48,106			48,106

損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 上	高 価		96,288
売 上	原 価		89,011
売 上	総 利 益		7,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益		5,197
営 業 外 収 益	益		2,078
受 取 配 当 金	他	1,047	
そ の 外 費 用	息 損 他	33	1,080
支 払 替 換 の 利 差		84	
そ の 常 利 益		157	
経 常 利 益		3	245
特 別 利 益			2,912
投 資 有 価 証 券 売 却 益	他	623	
そ の 別 損 失		29	652
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		0	0
税 引 前 当 期 純 利 益			3,565
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		814	
法 人 税 等 調 整 額		40	854
当 期 純 利 益			2,711

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大竹 貴也

公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部統制システムの整備・運用状況及びグループガバナンス体制を重点監査項目として設定し、会社の内部統制部門である監査部と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業等の報告を受け、常勤監査等委員による往査を行いました。さらに、監査部から子会社に対し、実施した監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、内部統制システムの運用においては、グローバル情勢の変化に即した体制整備とリスク管理機能が一層強化・浸透されるよう今後も注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

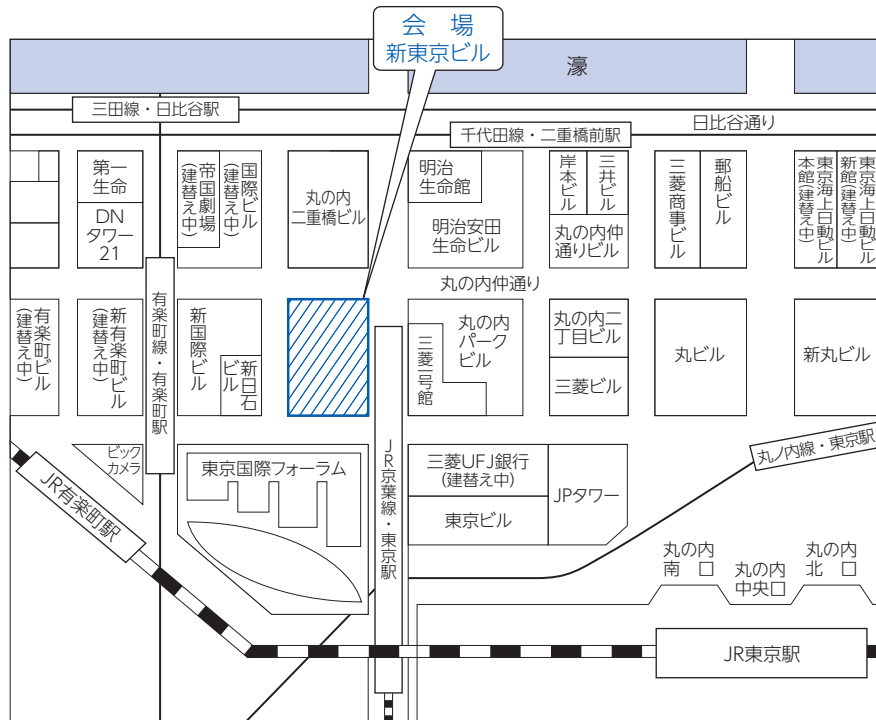
明和産業株式会社 監査等委員会

監査等委員	澁	谷	博	之
監査等委員	岩	村	和	典
監査等委員	村	本	伸	一
監査等委員	有	竹	俊	二

(注) 監査等委員岩村和典、村本伸一、有竹俊二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
 新東京ビル3階 当社本店大会議室 (330区)



- J R
 - ・「有楽町」駅より徒歩5分 (国際フォーラム口)
 - ・「東京」駅より徒歩7分 (丸の内南口)
 - 地下鉄
 - ・有楽町線「有楽町」駅より徒歩5分 (D5出口)
 - ・日比谷線「日比谷」駅より徒歩7分 (A3出口)
 - ・千代田線「二重橋前」駅より徒歩3分 (B7出口)
 - ・三田線「日比谷」駅より徒歩3分 (B7出口)
- ※ J Rは改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。
 駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。
- 注) 株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

2025年度定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

企業集団の現況に関する事項

財産および損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な事業所等

従業員の状況

主要な借入先及び借入額

会社の株式に関する事項

会社役員に関する事項

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

取締役を兼務しない執行役員

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社の体制及び方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

明和産業株式会社

事業報告

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第104期	2023年度 第105期	2024年度 第106期	2025年度 第107期
売 上 高 (百万円)	156,662	158,279	156,727	164,927
経 常 利 益 (百万円)	3,169	4,032	4,520	4,438
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,720	2,754	3,376	3,374
1株当たり当期純利益 (円)	41.21	66.09	83.28	83.99
総 資 産 額 (百万円)	80,725	85,355	74,634	84,580
純 資 産 額 (百万円)	35,922	38,783	38,908	42,097
1株当たり純資産額 (円)	849.44	921.98	957.04	1,038.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 上記自己株式には役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が保有する当社株式（112,548株）を含んでおります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第104期	2023年度 第105期	2024年度 第106期	2025年度 第107期
売 上 高 (百万円)	102,794	100,921	101,139	96,288
経 常 利 益 (百万円)	3,818	3,067	4,960	2,912
当 期 純 利 益 (百万円)	2,960	2,410	4,120	2,711
1株当たり当期純利益 (円)	70.88	57.85	101.63	67.49
総 資 産 額 (百万円)	53,888	53,269	45,875	48,106
純 資 産 額 (百万円)	18,558	19,442	20,152	20,696
1株当たり純資産額 (円)	444.37	467.95	501.36	519.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 上記自己株式には役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が保有する当社株式（112,548株）を含んでおります。

(2) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社12社、関連会社3社により構成されており、資源・環境ビジネス事業、難燃剤事業、機能建材事業、石油製品事業、高機能素材事業、機能化学品事業、合成樹脂事業、無機薬品事業、電池材料事業、自動車事業を主たる業務とし、さらに各事業に関連する各種のサービスを事業内容としております。

区 分	主な事業	主な取扱商品
第 一 事 業	資源・環境ビジネス事業 難燃剤事業 機能建材事業	レアアース・レアメタル、環境関連、金属関連 難燃剤 断熱材、防水材、内装材
第 二 事 業	石油製品事業	潤滑油、ベースオイル、添加剤
第 三 事 業	高機能素材事業 機能化学品事業 合成樹脂事業 無機薬品事業	フィルム製品、印刷原材料 製紙薬剤原料、粘接着剤原料 合成樹脂原料、合成樹脂製品 無機薬品
電池・自動車 事 業	電池材料事業 自動車事業	電池材料 自動車部品関連

(3) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

① 当社

区 分	名 称	所 在 地
国 内	本店	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
海 外	北京駐在員事務所	中華人民共和国
	ソウル駐在員事務所	大韓民国

② 主要な子会社

区 分	会 社 名	所 在 地
国 内	十全株式会社	東京都中央区
	東京グラスロン株式会社	東京都千代田区
	株式会社タカロク	東京都港区
	ソーケン株式会社	大阪府豊中市
海 外	明和産業（上海）有限公司	中華人民共和国
	Meiwa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
	Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
	Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	タイ王国
	PT. Meiwa Trading Indonesia	インドネシア共和国
	MEIWA CORPORATION INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国

(4) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従 業 員 数	前年度末比増減
第 一 事 業	148名	10名増
第 二 事 業	96名	5名増
第 三 事 業	225名	63名増
電 池 ・ 自 動 車 事 業	24名	3名増
全 社 (共 通)	103名	5名増
合 計	596名	86名増

- (注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含み、海外の現地採用者128名を含む就業人員数であります。
また、嘱託社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。
3. 従業員数が当連結会計年度において86名増加していますが、新規連結子会社の増加により80名増加したことが主な要因です。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
198名	2名減	42.5才	16.0年	9,355千円

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含み、海外現地採用者2名を含む就業人員数であります。
また、嘱託社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、臨時従業員、海外の現地採用者、他社から当社への出向者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(5) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,450百万円
株式会社みずほ銀行	1,175百万円
株式会社三井住友銀行	1,050百万円
株式会社八十二長野銀行	500百万円

3. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の三尾伸夫、後藤道隆の両氏は退任いたしました。

取締役（監査等委員であるものを除く）の近藤宏子氏は2026年3月25日に辞任いたしました。

(2) 取締役を兼務しない執行役員（2026年3月31日現在）

役名	氏名	職名
常務執行役員	渥美直人	事業部門管掌 兼 第一事業部門長 兼 第一事業部門企画室長 兼 第二事業部門長 兼 明和産業(上海)有限公司董事長
常務執行役員	福島弘久	中国総代表 兼 明和産業(上海)有限公司総経理
執行役員	久保秋実	電池・自動車事業部門長 兼 最高デジタル責任者 (CDO)
執行役員	安藤賢一	第三事業部門長 兼 第三事業部門企画室長 兼 合成樹脂事業部長

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員で あるものを除く)	三 輪 慧	マクニカホールディングス 株式会社 社外取締役	取引その他の関係はありま せん。
	持 田 洋 介	三菱商事株式会社 マテリアルソリューション グループCEOオフィス フェニックスユニットマネ ージャー	主要株主であり、商品取引 の関係があります。
監査等委員で ある取締役	岩 村 和 典	三菱ケミカル株式会社 監査本部 グループ法人監査部	商品取引の関係がありま す。
	村 本 伸 一	—	—
	有 竹 俊 二	三菱商事株式会社 マテリアルソリューション 管理部長	主要株主であり、商品取引 の関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員で あるものを除く)	三 輪 慧	<p>当事業年度に開催した取締役会17回の全て（100％）に出席するとともに経営会議にも出席し、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野における豊富な経験と専門性を活かし経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適切性を確保するための適切な役割を果たしました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。</p>
	持 田 洋 介	<p>当事業年度に開催した取締役会17回の全て（100％）に出席し、海外事業や商社ビジネス及び当社の主要事業である化学品事業に関する豊富な経験と専門性を活かし経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適切性を確保するための適切な役割を果たしました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。</p>

区分	氏名	出席状況、 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である取締役	岩村和典	<p>当事業年度に開催した取締役会17回の全て（100％）に出席し、化学品関連の事業及び監査業務に関する豊富な経験と専門性を活かし経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適切性を確保するための適切な役割を果たしました。監査等委員として当事業年度に開催した監査等委員会6回の全て（100％）に出席し、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。</p>
	村本伸一	<p>取締役就任後に開催した取締役会12回の全て（100％）に出席し、長年にわたるコーポレート部門における豊富な経験や専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、経営の重要事項全般に対して専門的な提言等により経営の監督を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適切性を確保するための適切な役割を果たしました。監査等委員である取締役就任後に開催した監査等委員会5回の全て（100％）に出席し、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。</p>
	有竹俊二	<p>取締役就任後に開催した取締役会12回の全て（100％）に出席し、会計関連業務や海外法人における豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における会計上のリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適切性を確保するための適切な役割を果たしました。監査等委員である取締役就任後に開催した監査等委員会5回の全て（100％）に出席し、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。</p>

4. 会計監査人に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 70百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 75百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式売り出しに係るコンフォートレターの作成についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、監査計画の内容、従前の監査の職務遂行状況、監査報酬の実績推移、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、明和産業（上海）有限公司、Meiwa (Thailand) Co., Ltd.、Thai Meiwa Trading Co., Ltd.及びMeiwa Vietnam Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ハに定める内部統制の体制の整備に関する基本方針の改訂を行い、次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. コーポレート・ガバナンス
 - イ) 取締役会は、法令、定款、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「取締役会規則」等に従い、重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ) 取締役は、取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、業務執行を行う。
 - ハ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
 - b. コンプライアンス
 - イ) 取締役、執行役員及び使用人は、企業理念である「明光和親」及び「役職員行動規範」に則り行動する。
 - ロ) コンプライアンス担当役員（統括責任者）、コンプライアンス委員会、コンプライアンス部門責任者及びコンプライアンス事務局を設置、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、連結グループでのコンプライアンス体制の充実に努める。
 - ハ) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するとともに、各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
 - 二) 反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶する。
 - c. 財務報告
 - イ) 財務報告に係る内部統制担当役員（統轄責任者）、部門責任者を設置するとともに、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規程を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。

ロ) 財務報告に係る内部統制事務局を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。

d. 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は「内部監査規程」に基づき各組織・子会社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況と合理性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令、「文書取扱規程」、「文書保存基準」及びその他の社内規程に従い、株主総会議事録及び取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を適切に保存・管理し、常時、閲覧することができる。また、会社の重要な情報の開示を所管する部署を設置し、取締役は、開示すべき情報を収集し法令等に従って適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの種類、類型毎の管理責任部署を設置し、管理方法を社内規程等で定め、体制を整備するとともに、必要に応じて社内委員会等を設置する等、リスク管理体制及び管理手法を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会

取締役は実質的な討議を可能とする人数とし、取締役会は取締役の職務執行が経営者として効率性を含め適正に行われていることを監督する。

b. 執行役員制

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会が決定し委任された職務を執行する。

c. 事業部門制

事業部門制を採用し、各事業部門には部門長を置き、法令、定款及び社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業部門ごとに目標を設定し達成度を取締役会において検証することにより、経営管理を行う。

d. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を行うため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任を明確化する。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社管理・報告の体制
- イ) 子会社毎に主管部署を定め、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保する。
- ロ) 「事業投資管理規程」を定め、子会社の経営上の重要事項に関しては、原則として当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- ハ) 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として当社が直接保有する子会社に経営管理及び経営指導にあたらせ、業務の適正が確保されるよう努める。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社の主管部署は、子会社がリスクに対する管理方法を社内規程等で定める他、リスク管理体制及び管理手法の整備を促進し、リスク管理体制の充実に努める。
- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社の主管部署は、事業年度毎に子会社の事業計画を策定し、計画達成のために子会社の経営管理及び経営指導に当たる。
- d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ) 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、子会社において職務執行の監督及び監査を行うことにより、子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努める。
- ロ) 子会社の主管部署は、各社に適した規程を設置し当社と同水準で各社に適したコンプライアンス体制の構築に努める。
- ハ) 子会社の業務活動全般は、当社監査部による内部監査の対象とする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- a. 補助使用人の設置
- 監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
- b. 補助使用人の人選
- 補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会又は常勤監査等委員と協議の上で決定する。

c. 補助すべき取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦ 監査等委員会の補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 補助使用人への指揮命令権

補助使用人は、監査等委員会の職務に関し監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

b. 補助使用人の人事事項

補助使用人の異動・評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会が同意権を有し、事前に常勤監査等委員と協議を行うものとする。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

a. 職務執行状況の聴取

監査等委員は、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役や使用人から職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b. 取締役による報告

取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査等委員会に報告する。

c. 使用人による報告

使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査等委員に報告することができる。

d. 子会社の報告

イ) 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に当該子会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等を直接報告することができる。

ロ) 当社の取締役及び使用人は、子会社の役職員から著しい損害を及ぼす可能性がある事実等の報告を受けた場合は、監査等委員会に報告する。

⑨ 監査等委員会に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定し、周知徹底する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行において生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保する。措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査の環境整備
「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
- b. 内部監査部門
監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査部に監査の指示を行うことができるとともに、監査部の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき密接な情報共有及び連携を図る。
- c. 会計監査人
監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
- d. コーポレート部門
監査等委員会は、コーポレート部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。

(2) 内部統制の運用状況

当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

コンプライアンス担当取締役等により構成するコンプライアンス委員会が、コンプライアンス関連規程の整備、内部通報窓口の整備・運用、教育啓蒙活動（研修、eラーニング、情報提供など）を主導し、継続的に実施しています。

また、各部門にコンプライアンス推進担当者と補佐を任命し、グループ内研修の実施や日常の業務を通して社員のコンプライアンスへの意識徹底に努めました。

② リスク管理

取締役は、各業務執行部門を指揮し事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し適切な管理に努め、特に事業活動に係る重要なリスクについては、経営会議において審議を行うこと等により、リスク管理を行いました。また、事業活動に係るリスク全般を網羅し、各リスクとその基本的管理方針等を定める「リスク管理基本規程」を制定しております。

監査部は、業務執行部門の内部監査を実施し、その活動結果を定期的に社長並びに常勤監査等委員に報告し、半年毎に経営会議や取締役会へ概要報告を行いました。

③ 子会社の管理

事業投資管理規程に定めた事項について、子会社を所管する部門より経営会議に付議又は報告が行われており、特に重要な事項については、取締役会へ付議又は報告が行われております。また、経営基盤チェックリストを作成し、ガバナンスの強化を行いました。

監査部は、子会社の内部監査を実施し、社長及び常勤監査等委員に対して活動結果報告を行いました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部統制システムの整備・運用状況及びグループガバナンス体制を重点監査項目として設定し、会社の内部監査部門である監査部と連携した監査を行いました。

会計監査人に対しては、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査部とは、定期的な情報・意見交換等を行い、連携を密にすることで双方の監査領域の重複感がないよう調整しながら、相互に補完し合い、互いの監査の実効性を高めることに努めました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	百万円 4,024	百万円 2,793	百万円 25,083	百万円 △83	百万円 31,817
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,688		△1,688
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,374		3,374
自己株式の取得				△279	△279
連結範囲の変動			153		153
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,839	△279	1,560
2026年3月31日残高	4,024	2,793	26,922	△362	33,377

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日残高	百万円 2,876	百万円 △20	百万円 3,317	百万円 477	百万円 6,651	百万円 439	百万円 38,908
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,688
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,374
自己株式の取得							△279
連結範囲の変動						139	293
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△104	23	1,057	374	1,351	137	1,489
連結会計年度中の変動額合計	△104	23	1,057	374	1,351	277	3,189
2026年3月31日残高	2,771	2	4,375	852	8,002	717	42,097

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

十全(株)、東京グラスロン(株)、ソーケン(株)、明和産業(上海)有限公司、Meiwa Vietnam Co., Ltd.、(株)武田商事、(株)アケア、(株)タカロク、Meiwa (Thailand) Co., Ltd.、Thai Meiwa Trading Co., Ltd.

当連結会計年度より、重要性が増したMeiwa (Thailand) Co.,Ltd. 及びThai Meiwa Trading Co.,Ltd. を連結の範囲に含めております。また、第2四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した(株)タカロクを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

P.T. Meiwa Trading Indonesia

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

(株)鈴裕化学、クミ化成(株)

クミ化成(株)については、同社の子会社6社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該6社の損益をクミ化成(株)の損益に含めて計算しており、持分法適用会社数はクミ化成(株)グループ全体を1社として表示しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

P.T. Meiwa Trading Indonesia

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、明和産業（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
また、(株)タカロクの決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては1月31日の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は主として定額法を、国内連結子会社は主として定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～30年

構築物 5年～15年

機械及び装置 5年～8年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（20年）に基づいております。
 - ③ のれんの償却方法及び償却期間
15年間の定額法により償却を行っております。
 - ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
 - ④ 株式報酬引当金
株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、交付見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは化学品をはじめ、潤滑油、電池材料、自動車関連、資源・環境関連などにおいて様々な事業を行っており、関連する商品の販売を主な事業として行っております。これらの商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。
- 顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積り)

顧客との契約関係から生じる将来の損失

当社グループは、各種製品の素材・原料ならびに石油製品の取扱いを広範に行っており、素材・原料の市況、原油価格および需給バランスに著しい変動が生じた場合、素材・原料の当該取引の売上高と損益に影響を与える可能性があります。また、将来において損失が発生する可能性が見込まれる場合は受注損失引当金の計上等により損益に影響を与える可能性があり、市況および需給バランスが安定化するまでの期間について当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

企業結合により取得した無形資産及びのれん

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

顧客関連資産	1,170 百万円
のれん	1,224 百万円
計	2,394 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、タカロク社の買収に伴い計上したのれん及び無形資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）の有無について、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「企業結合に関する会計基準」に照らして判断しており、減損の兆候が生じているのれん及び無形資産を含むより大きな単位の資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれん及び無形資産を含む固定資産の帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度末以降におけるタカロク社の事業計画を基礎として見積っており、当該事業計画は、売上高については、タカロク社における営業施策による売上拡大効果及び物価上昇による売上高成長率、売上原価については、原材料、人件費といった費用の市況変動によるインフレ率等の重要な仮定が含まれております。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、タカロク社の事業計画に関して外部環境の変化等が生じることにより見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 3,029百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
投資有価証券 95百万円
 - (2) 担保に係る債務
仕入債務 41百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項
当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 40,332,400株

2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,693百万円	42円	2025年3月31日	2025年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催予定の2025年度定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。
株式の種類 普通株式
配当金の総額 1,678百万円
1株当たり配当額 42円
基準日 2026年3月31日
効力発生日 2026年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製品及び原料の販売をはじめとする基本的な事業活動を行うための運転資金を、主に銀行借入により調達しております。また、余剰資金は流動性の高い短期的な預金等により運用しております。デリバティブ取引については、為替相場及び金利相場の変動に対するリスクヘッジを目的としており、投機的な運用は行わない方針であります。

設備投資、事業投資等に必要な資金については、資金計画に基づいて調達方法を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループは、信用管理規定等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理し、定期的にモニタリングするとともに、主な取引先の信用状況、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や取引先企業の財務状況等の把握、並びに経済合理性や取引先企業との関係を勘案した保有意義の見直しを定期的を実施しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、大部分は1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替相場の変動に対するリスクヘッジを目的とする先物為替予約取引であり、取引限度額や決裁権限等を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が管理・運用を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	4,112	4,112	－
資産計	4,112	4,112	－
長期借入金 (1年内返済予定分含む)	2,961	2,905	△55
負債計	2,961	2,905	△55
デリバティブ取引(※2)	3	3	－

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから記載を省略しております。

(※2) デリバティブ取引は、債権と債務を差し引きした金額を表示しております。

(注1)デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	2,723	－	△3
	人民元		653	－	△0
	タイバーツ		8	－	△0
	買建				
	米ドル	買掛金	2,296	－	6
	人民元		239	－	0

(注2)市場価格のない株式等

非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額10,946百万円）並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額88百万円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	4,112			4,112
資産計	4,112			4,112
デリバティブ取引				
通貨関連		3		3
デリバティブ取引計		3		3

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金				
(1年内返済予定分含む)		2,905		2,905
負債計		2,905		2,905

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,038円19銭
1 株当たり当期純利益	83円99銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	第一事業	第二事業	第三事業	電池・自動車 事業	計		
日本	40,386	6,242	62,120	1,119	109,869	—	109,869
中国	1,863	31,285	1,881	11,674	46,704	—	46,704
その他	2,448	2,907	2,957	40	8,352	—	8,352
顧客との契約 から生じる収益	44,698	40,435	66,959	12,834	164,927	—	164,927
その他の収益							
外部顧客への売上高	44,698	40,435	66,959	12,834	164,927	—	164,927

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権	43,374百万円
契約資産	133百万円
契約負債	363百万円

顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に含まれております。また、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、94百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社タカロク

事業の内容 熱可塑性樹脂原料販売事業、熱可塑性樹脂の着色・コンパウンド事業、
プラスチックのリサイクル事業、プラスチック関連機器・システムの販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の合成樹脂事業では、汎用樹脂からエンジニアリングプラスチック、エラストマーなどの合成樹脂原料及びその一次加工品から製品まで広範囲に渡る商材の販売とともに、中期経営計画でマテリアリティとして掲げる「環境負荷の低減」に向けた取組みの一環として、循環型社会の構築、合成樹脂の4R (Reduce、Reuse、Recycle、Renewable) 推進を実現するため、環境配慮型樹脂であるバイオマスプラスチックの販売やプラスチックのリサイクル事業に注力しております。

株式会社タカロクは、創業来60年以上合成樹脂の分野に特化し、原料販売、コンパウンド製造、リサイクルの3事業を軸に展開し続けております。リサイクル事業においては、使用済プラスチック製品の回収、粉碎、溶融、原材料化の過程で開発機能を駆使し付加価値のあるリサイクルプラスチックの開発・製造を行っております。

株式会社タカロクが当社グループに加わることにより、原料調達、物流、販売において双方の強みを補完しあうことにより競争力の強化が図れ、更にコンパウンド製造、リサイクルにおいては廃プラスチックの回収からエンドユーザーへの販売までより強固なサプライチェーンを構築することができると考えます。

当社は株式会社タカロクとのシナジー効果を最大限発揮することにより、サーキュラーエコノミーに係る事業の推進や環境配慮型ソリューションの提供を実現し、さらなる企業価値向上を目指します。

(3) 企業結合日

2025年7月31日 (みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社タカロク

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年8月1日から2026年1月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,490百万円
取得原価		1,490百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	99百万円
------------	-------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,266百万円

なお、のれんは第2四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に計算された金額でありましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれん1,842百万円は、会計処理の確定により576百万円減少し、1,266百万円となり、顧客関連資産は1,200百万円、繰延税金負債は378百万円となっております。

(2) 発生要因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,401 百万円
固定資産	1,872 百万円
資産合計	5,273 百万円
流動負債	2,638 百万円
固定負債	2,412 百万円
負債合計	5,050 百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	1,200百万円	20年

(その他の注記)

業績連動型株式報酬制度

1. 取引の概要

当社は、2023年6月23日開催の2022年度定時株主総会において、取締役及び執行役員（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を決議し導入しております。本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

本制度では役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。本制度は、取締役等の役位や中期経営計画の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金額相当額の金銭を取締役等に交付又は給付する制度であります。

2. BIP信託に残存する当社株式

BIP信託に残存する当社株式を、BIP信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、74百万円及び112,548株であります。

(重要な後発事象)

自己株式の取得及び消却

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、同法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。また、上記取締役会決議に基づき、自己株式の取得を以下の通り実施いたしております。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社株式への投資機会を増大させ、株主層の拡大及び更なる流動性の向上のため

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 3,400,000 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 8.43%）
- (3) 株式の取得価額の総額 25億円（上限）
- (4) 取得期間 2026年3月10日～2026年10月30日
- (5) 取得方法 株式会社東京証券取引所における市場買付け

3. 自己株式の消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記2. により取得する自己株式の全株
- (3) 消却予定日 2026年11月30日

4. 自己株式の取得状況

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 759,800 株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 596,401,900 円 |
| (4) 取得期間 | 2026年4月1日～2026年4月30日 |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |
- ※取得期間は約定日基準で記載しています

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2025年4月1日残高	百万円 4,024	百万円 2,761	百万円 2,761
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2026年3月31日残高	4,024	2,761	2,761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2025年4月1日残高	百万円 337	百万円 10,837	百万円 11,175	百万円 △83	百万円 17,877
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,688	△1,688		△1,688
当期純利益		2,711	2,711		2,711
自己株式の取得				△279	△279
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	1,023	1,023	△279	743
2026年3月31日残高	337	11,860	12,198	△362	18,621

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	百万円 2,295	百万円 △20	百万円 2,274	百万円 20,152
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,688
当期純利益				2,711
自己株式の取得				△279
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△222	23	△199	△199
事業年度中の変動額合計	△222	23	△199	544
2026年3月31日残高	2,072	2	2,075	20,696

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

構築物 6年～8年

機械及び装置 5年～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、交付見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は化学品をはじめ、潤滑油、電池材料、自動車関連、資源・環境関連などにおいて様々な事業を行っており、関連する商品の販売を主な事業として行っております。これらの商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。

顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「為替差損」については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積り)

顧客との契約関係から生じる将来の損失

当社は、各種製品の素材・原料ならびに石油製品の取扱いを広範に行っており、素材・原料の市況、原油価格および需給バランスに著しい変動が生じた場合、素材・原料の当該取引の売上高と損益に影響を与える可能性があります。また、将来において損失が発生する可能性が見込まれる場合は受注損失引当金の計上等により損益に影響を与える可能性があり、市況および需給バランスが安定化するまでの期間について当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

関係会社株式の評価

当事業年度末における関係会社株式2,865百万円のうち、タカロク社株式は1,589百万円です。

当社は、タカロク社株式を超過収益力を含む価額で取得しており、同株式の評価について、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づき算定した実質価額を取得価額と比較し、実質価額が取得価額に比べ50%以上低下したときは実質価額まで評価減を計上する方針としております。

将来キャッシュ・フローは、当年度末以降におけるタカロク社の事業計画を基礎として見積っており、当該事業計画は、売上高については、タカロク社における営業施策による売上拡大効果及び物価上昇による売上高成長率、売上原価については、原材料、人件費といった費用の市況変動によるインフレ率等の重要な仮定が含まれております。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、タカロク社の事業計画に関して外部環境の変化等が生じることにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	3,547百万円
長期金銭債権	850百万円
短期金銭債務	1,238百万円

2. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 736百万円

3. 保証債務
他の会社等の金融機関等からの借入債務及び取引先からの仕入債務に対し、保証を行っております。

十全(株)	22百万円
Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	55百万円
Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	38百万円
計	<u>117百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引
- | | |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 3,962百万円 |
| 仕入高 | 1,715百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 846百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の数
普通株式 40,332,400株
2. 当事業年度末における自己株式の数
普通株式 474,913株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	238百万円
投資有価証券評価損	41百万円
関係会社株式評価損	74百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	34百万円
退職給付引当金	116百万円
その他	177百万円
繰延税金資産小計	684百万円
評価性引当額	△213百万円
繰延税金資産合計	470百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△892百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△894百万円
繰延税金負債の純額	△423百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.92 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.57 %
外国源泉税	1.14 %
住民税均等割等	0.23 %
評価性引当額	△0.52 %
税額控除	△1.40 %
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△0.25 %
その他	△0.21 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.96 %

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
法人 主要株主	三菱商事(株)	被所有 直接 14.2%	商品の売買 同社従業員3人が 役員に就任 1人が被出向	商品の販売他	20	売掛金	4
				商品の購入他	174	買掛金	45

(注)商品販売価格及び商品購入価格は、国内取引においては主として市場実勢価格を基準にして取引の都度決定しており、また、貿易取引においては主として双方の採算に基づく見積りを提示して取引の都度、交渉により決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	十全(株)	所有 直接 90.4%	商品の売買 資金の借入 当社役員1人 従業員3人が 役員に就任	商品の販売他	631	売掛金	203
				商品の購入他	160	買掛金	43
				支払利息	9	短期借入金	1,000
				受取配当金	166	-	-
				-	-	保証債務	22
	東京 グラスロン(株)	所有 直接 97.1%	商品の売買 当社従業員4人が 役員に就任	商品の販売他	552	電子記録債権	1,419
				商品の購入他	3	電子記録債務	384
				受取配当金	82	買掛金	1
				-	-	買掛金	0
	明和産業(上 海)有限公司	出資 直接 100.0%	商品の売買 当社役員1人 従業員9人が 役員に就任	商品の販売他	1,335	売掛金	364
				商品の購入他	1,040	買掛金	174
				受取配当金	407	-	-
(株)タカロク	出資 直接 100.0%	資金の貸付 当社役員1人 従業員4人が 役員に就任	受取利息	16	短期貸付金	400	
			商品の販売他	0	長期貸付金	850	
			商品の購入他	0	買掛金	0	
関連会社	クミ化成(株)	所有 直接 39.9% 間接 0.3%	商品の売買 当社役員1人 従業員3人が 役員に就任	商品の販売他	51	電子記録債権	8
				商品の購入他	2	売掛金	4
				受取配当金	47	買掛金	0
	P.T. Pakarti Riken Indonesia	所有 直接 20.0%	商品の売買 当社役員1人が 役員に就任	商品の販売他	27	買掛金	10
				受取配当金	72	-	-

(注)1. 商品販売価格及び商品購入価格は、主として市場実勢価格を基準として取引の都度決定しております。支払条件については一般の支払条件に準じております。

2. 十全(株)からの借入金については、グループ間での資金集中管理のため、同社の余剰資金を預っているものであり、借入利率については市場金利等を勘案して決定しております。

3. (株)タカロクへの貸付金については、グループ間での資金集中管理のため、当社が貸し付けているものであり、貸付利率については市場金利等を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	519円27銭
1 株当たり当期純利益	67円49銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	3,674百万円
年金資産	<u>△4,629百万円</u>
未積立退職給付債務	△955百万円
未認識過去勤務費用	－百万円
未認識数理計算上の差異	<u>1,326百万円</u>
退職給付引当金	370百万円

(3) 退職給付費用の内訳

勤務費用	91百万円
利息費用	87百万円
期待運用収益	△89百万円
過去勤務費用の費用処理額	－百万円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△42百万円</u>
退職給付費用合計	<u>46百万円</u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	3.1%
長期期待運用収益	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

業績連動型株式報酬制度

(1)取引の概要

当社は、2023年6月23日開催の2022年度定時株主総会において、取締役及び執行役員（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を決議し導入しております。本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）に準じております。

本制度では役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。本制度は、取締役等の役位や中期経営計画の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金額相当額の金銭を取締役等に交付又は給付する制度であります。

(2)BIP信託に残存する当社株式

BIP信託に残存する当社株式を、BIP信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、74百万円及び112,548株であります。

(重要な後発事象)

自己株式の取得及び消却

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、同法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。また、上記取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施いたしております。

詳細につきましては、「連結注記表（重要な後発事象）自己株式の取得及び消却」に記載の通りであります。